



11年8月号

大麻草を栽培するための許認可について ～大麻取扱者免許取得に挑戦する前への巻～

大麻草の栽培に興味のある人が増えたのはよいが、どうしてよいか、誰に相談してよいか、ゼロから10までさっぱり不明なことだらけである。

私のところにもよく問い合わせが来るので、最新事情を踏まえてまとめてみた。

<免許について>

Q1 大麻草は、栽培できるのですか？

A1 日本国内では都道府県知事が交付する「大麻取扱者」免許があれば栽培することができます。免許には、農家の方を対象とする「栽培者免許」と

麻薬取締官や大学研究者などを対象とする「研究者免許」の2種類あります。代表者の一人が免許を取得していれば、その家族や会社の従業員は栽培に
に従事することができます。

Q2 大麻草のすべてを利用できるのですか？

A2 大麻取締法では、種子と茎の利用については規制対象外です。

葉、花穂、未熟な茎は、利用を禁止しています。

そのため医療用に使うことができません。医療用には、主に雌株の花穂の部分を使います。

Q3 大麻取扱者免許は、どこが窓口ですか？

A3 各都道府県の薬務課（県によって名称が若干異なります）が窓口です。

そこで、大麻取扱者免許の申請書をもらうことができます。

しかし、普段は、大麻草を薬物として取り締まっているところが窓口ですので、申請書をもらう前に、門前払いされることが多いです。

大麻草を農作物として扱うには、農政課へ管轄を変えた方がよいと思います。

せめて、農政課などの農業系の部署の方に、同じ公務員として

どうにかならないか知恵を借りたり、協力してもらうのが一つの手だと思います。

Q4 免許がもらえない人っているのですか？

- A4 大麻取締法上は、①麻薬、大麻又はあへんの中毒者、②禁固以上の刑に処せられたもの、③成年被後見人、被保佐人又は未成年者が該当します。

中毒者とは、社会的に生活できない人のことをいいます。

また、行政手続法上の大麻取扱者免許交付のための審査基準や申請書類があり、都道府県によって基準や書類が異なります。

Q5 厚生労働省は、大麻取扱者免許についてどのように考えているのでしょうか？

- A5 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、麻薬等関係質疑応答集（平成21年3月版）では次のように明記されています。

Q389. 大麻取扱者の免許交付審査における注意点を教えてください。

大麻取締法には、法律上その目的規定は明文では規定されていませんが、麻薬及び向精神薬取締法第1条や覚せい剤取締法第1条と比較考量すると、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると考えます。よって、この目的に反するものでなければ、免許することになりますが、具体的には、

① その栽培や研究の目的が、法の趣旨と照らして妥当であるか。特に法が、免許制度により原則として大麻の栽培等を禁止している趣旨にかんがみ、その栽培等が国民にとって必要不可欠なものであるかどうかなど、禁止を除外するに値するものであるか否か。

② 盗難防止対策が十分になされるかどうか。

③ 目的以外の葉や茎が適切に処分される体制が整っているか。

などを十分検討していただき、適当でない場合には免許を与えないことが妥当と考えます。

Q6 栽培に向けた準備には何が必要ですか？

- A6 申請書をもらう前に、門前払いを受けたないためにも、しっかりとした準備が必要となります。

- 1) 栽培予定の農地の確保
- 2) 栽培目的（種子の利用 または、繊維の利用）
- 3) 生産物の利用方法の明確化（取引先の依頼状など）
- 4) 盗難対策（道路から見えない場所にある、柵を設置するなど）
- 5) 生産物以外の葉や花の処分方法

これらの中で、栽培の目的と生産物の利用方法が最も重要です。事業計画書のようなものをつくる勢いで検討することが大切です。

これらの概要が決まると、窓口に訪問して交渉することができます。

Q7 播種用の種子はどこで入手できますか？

- A7 農協や種子会社や農水省の外郭団体のジーンバンク（種子銀行）にお問い合わせをしても入手することはできません。

播種用の種子は、既存の大麻取扱者免許の取得者からもらうことができます。

これは免許交付後に受け取ることができます。

Q8 大麻取扱者免許の有効期限はあるのですか？

- A8 1年ごとに免許の更新が必要となります。免許を取得したその日から毎年12月31日までが有効期限です。免許申請者の手数料は県によって異なりますが、7100～10500円です。毎年、翌年の1月末までに栽培実績報告書の提出が義務付けられています。

Q9 大麻取扱者免許取得は難しいと聞きます。最近、免許を取得した方はいるのですか？

- A9 2000年以降、全国で毎年1名ずつぐらいで全くの新規の方が栽培免許を取得しています。どこの県が難しいとか簡単とかはありません。その時にたまたま担当した当局の方の人的資質に大きく左右されます。

Q10 免許取得者向けのサポートをしている組織はありますか？

- A10 最近、結成された大麻草検証委員会では、大麻草の有効利用を進めるために、全国で栽培者を増やしたいと考えています。栽培に挑戦したい方は、必ず一度お問い合わせください。

<栽培について>

Q1 大麻草にはどんな品種があるのですか？

A1 食用、繊維用、薬用の品種があります。日本では、栃木農業試験場で開発された「とちぎしろ」という繊維用の品種が栽培されています。一方で、昔からの在来種で栽培されている県もあります。

Q2 大麻草はどこで栽培できるのですか？

A2 寒い北海道でも、暑い沖縄でも栽培することができます。ただし、湿地帯では栽培することができません。畑作物なので田んぼの休耕地の場合は、水を十分に抜くことが必要となります。

Q3 大麻草はいつ頃、種まきをするのですか？

A3 大麻草は、春に種をまき、100日で3mにも生長する作物です。お住まいの地域で山桜が咲く頃が播種時期となります。

Q4 大麻草は、農薬や化学肥料を使いますか？

A4 雑草や病害虫に強いので、除草剤や殺虫剤などの農薬は使いません。化学肥料に頼らなくても、有機肥料（堆肥など）で十分に育つことができます。

Q5 大麻草は、連作ができますか？

A5 産地の栃木県では、3～4年に1回は休耕させています。日本では昔から大麻草の後作に、そばや小豆を栽培します。

Q6 どれぐらいの栽培面積が必要ですか？

A6 日本の伝統的な繊維用の栽培では、2～3反（20～30アール）＝0.2～0.3ha（ヘクタール）です。ちなみに、最近の免許許可が下りている面積は、1反（約300坪、約1000㎡）未満です。

Q7 大麻草は土壌浄化によいのですか？

A7 大麻草は、細かい根を深く張り巡らすので、土壌の物理性の改善（土かふかふかになる）につながります。北海道の北見農業試験場の実験では、土壌中の余分な窒素吸収、重金属の吸収に有効であることが確認されています。この能力を活かして、放射能吸着にも活用したいという声がありますが、実験データがないため詳しいことはわかりません。

Q8 繊維や麻の実を加工するところはあるのですか？

A8 栃木県のように茎から繊維を取る工程は、大麻取扱者免許をもつ農家が自らする必要があります。海外では、1000ヘクタール規模での加工工場がありますが、1ヘクタールのような小さい面積に対応する工場は、残念ながらありません。麻の実に関しては、現在、国内生産、加工、販売について試行錯誤している段階です。
日本では未知な分野なので、研究開発や設備投資に協力してくれる方を探しています。

Q9 大麻草の栽培は、儲かるのですか？

A9 伝統的な繊維栽培では、1反当たり50～90万円の収入がありますが、新規の栽培、新規の市場では、まだ試行錯誤している段階です。一般論として、**新規就農（新しく農業をはじめること）が魅力的な職業として見直されていますが、農業自体で儲けることは容易ではありません。**商品化に対する創意工夫や異分野の人とのネットワークや地域社会とのつながりの中で進めていくことが大切です。

Q10 大麻農業について詳しい資料や本はありませんか？

A10 ヘンプ読本（築地書館）： 農業から衣食住の様々な利用法について
大麻草解体新書（明窓出版）：様々な分野で活躍する方々の共著、特に法律面に詳しい。
野州麻―道具がかたる麻づくり―（栃木県立博物館） 栃木県の栽培方法や道具について詳しい。

購入は、アマゾンや博物館へお問い合わせ下さい。

[各分野のレポートに戻る](#)

Copyright (C) 2012 [Advanced Hemp Research](#) All Rights Reserved. design by [tempnate](#)



北海道ヘンプ協会

HIHA (Hokkaido Industrial Hemp Association)



北海道ヘンプ協会について

- ▶ 代表挨拶 [New!!](#)
- ▶ 協会概要
- ▶ 会員募集中 [New!!](#)
- ▶ よくある質問 (FAQ)
- ▶ お問い合わせ

現在の活動

- ▶ 開国キャンペーン [New!](#)
- ▶ ヘンプ推進条例の制定 [New!](#)
- ▶ 播種用種子の安定供給
- ▶ 事業会社設立準備会

これまでの活動

- ▶ [ヘンプカー北海道](#)
- ▶ [可能性検討会の発足](#)
- ▶ [2014年度試験栽培](#)
- ▶ [2015年度試験栽培](#)
- ▶ [レポートと資料](#) [New!!](#)

ヘンプについて

- ▶ [麻の基礎知識](#)
- ▶ [開拓使と麻](#)
- ▶ [農業試験場における研究](#)
- ▶ [海外で見直される麻](#)
- ▶ [暮らしに役立つ麻](#)
- ▶ [栽培免許について](#)
- ▶ [野生大麻と遺伝資源](#)
- ▶ [参考リンク](#)

会員向け情報



会員限定サイト

[HOME](#) > [コンテンツページ](#)

栽培免許について



栃木県の麻畑

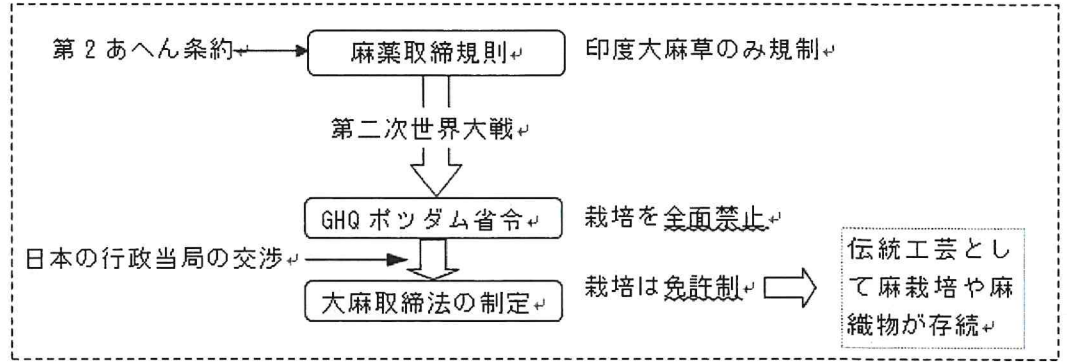
麻は、縄文時代から第二次世界大戦前まで誰でも自由に栽培することができた農作物である。最初の麻の法的規制は、1930年「麻薬取締規則」であった。この規則は、1925年第2あへん条約の発行に伴い制定され、印度大麻草（カンナビス・インディカ）とその樹脂を規制した。日本では、繊維用の大麻草（カンナビス・サティバ）栽培であり、その規制は、麻農家には全く影響がなかったのである。

1945年8月15日の戦争終結直後の10月12日に連合軍総司令部（GHQ）は、日本政府に麻薬に関するメモランダム（覚書）を発行し、ポツダム宣言を受けた「ポツダム省令」にて同年11月24日付省令の「麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸入及び輸出等禁止に関する件」によって、麻を麻薬と定義した上で、その栽培、製造、販売、輸出入を全面的に禁止した。

当時の日本では、繊維原料としてはもちろん、魚網や下駄の鼻緒などの需要は多く、麻の栽培は不可欠であった。当時の農林省は、「大麻は日本の主要作物である」といって、再三の交渉の結果、この禁令は解除され、1947年4月に「大麻取締規則」厚生・農林省令第1号が制定された。

翌1948年7月、前述のポツダム省令を集大成して医師が取り扱う「（旧）麻薬取締法」、と農家向けの「大麻取締法」が別々に制定された。この法律により麻の栽培に関しては、都道府県知事の免許が必要となった。1950年時点では、栽培者25118名、作付面積4049ha、その用途は、下駄の鼻緒52%、畳糸32%、魚網12%、荷縄4%であった。

大麻取締法ができるまで



法律でどこが規制されているのか？

麻薬に関する単一条約 第28条2より

この条約は、もっぱら産業上の目的（繊維及び種子に関する場合に限る）又は園芸上の目的のため大麻植物の栽培には、適応しない。（1961年採択）

大麻取締法 第1条

この法律で『大麻』とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。（1948年施行）

日本の大麻取締法上の位置づけ

	合法(法規制外部位)	違法(法規制部位)
大麻草	成熟した茎と種子	大麻=葉、花穂、未熟な茎
大麻草からできる製品	伝統工芸利用 麻織物、神事用、民芸品 花火、弓弦、結納品など	嗜好品 ソフトドラッグとして マリファナ、ハッシュシなど
	産業利用 衣服、雑貨、紙、食品、 建材、化粧品、燃料など	医療利用 鎮痛剤、制嘔薬、緑内障薬 神経性難病薬など

※大麻草の栽培には都道府県知事の免許が必要となる

国際条約では、産業利用の目的は特に制限されていないが、国内では大麻取締法によって規制されている。日本では「大麻」は、法律上、大麻草の葉と花穂のことであり、これを所持することが大麻取締法で違法にあたる。マリファナとは、大麻草の葉や花穂を乾燥させて、タバコのように喫煙できるようにしたマリファナ煙草のことである。上記の表を見ると、合法か違法かという区分を取り除けば、伝統、産業、医療、嗜好と非常に幅広い活用用法があるにも関わらず、一般的には、大麻というと嗜好品分野のことしか認識されていない。

栽培には、都道府県知事が許可する大麻取扱者免許が必要であり、農業者が取得する「栽培者免許」及び大学や麻薬取締関係者が取得する「研究者免許」の2種類ある。免許の有効期限は、1月1日から12月31日で毎年更新する必要がある。

申請窓口は、各当道府県の薬務課又は保健所であり、厚生労働省発行の文書によって次のような許可基準の目安がある。

大麻取扱者免許に関する厚生労働省発行の文書

平成10年7月21日愛知県知事が出した大麻取扱者免許交付却下処分に対する審査請求に係る裁決書（平成11年1月14日厚生省収医薬第15号）

「種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなどの何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができるのが相当である。」

平成13年3月13日付医薬監発麻第294号の通知

「その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合」

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 麻薬等関係質疑応答集（平成21年3月版）

Q389. 大麻取扱者の免許交付審査における注意点を教えてください。

大麻取締法には、法律上その目的規定は明文では規定されていませんが、麻薬及び向精神薬取締法第1条や覚せい剤取締法第1条と比較考量すると、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると考えます。よって、この目的に反するものでなければ、免許することになりますが、具体的には、

① その栽培や研究の目的が、法の趣旨と照らして妥当であるか。特に法が、免許制度により原則として大麻の栽培等を禁止している趣旨にかんがみ、その栽培等が国民にとって必要不可欠なものであるかどうかなど、禁止を除外するに値するものであるか否か。

② 盗難防止対策が十分になされるかどうか。

③ 目的以外の葉や茎が適切に処分される体制が整っているか。

などを十分検討していただき、適当でない場合には免許を与えないことが妥当と考えます。

栽培免許に必要な書類と交渉

大麻取締法では、大麻取扱者免許を与えられないものに①麻薬、大麻又はあへんの中毒者、②禁錮以上の刑に処せられた者、③成年被後見人、被保佐人又は未成年者の3点が定められている。法律上は、これらの欠格事由がなければ誰でも免許が取得できるようになっているが、厚労省の文書で栽培目的を限定するような指針が示されている。前述の通知を見ると「伝統工芸」及び「社会的有用性／生活必需品」の2点が免許取得の基準となるということが読み取れる。

大麻取扱者免許は、都道府県の行政手続条例で免許申請の審査基準や書類の様式が定められている。県の薬務課に訪問してそれらの書類一式をもらう必要があるが、たいていの場合は門前払いを受ける。なぜならば、大麻を薬物として規制しているところが厚生労働省管轄であり、農業を推進する農林水産省管轄でないことがネックとなっている。しかし、法律の細則を定めた「大麻取締規則」では、厚生・農林省令第1号であり、本来は共同管轄であったにもかかわらず、それが機能していないのである。

大麻栽培者免許申請に必要な書類リスト

1. 申請書 各都道府県の薬務課でもらえる
2. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者でない旨の医師の診断書

3. 申請者の履歴書
4. 栽培場所を中心とした平面図、施設平面図および現地案内図
5. 大麻草の盗難防止の方法を記載した書類
6. 栽培目的、使用目的を記載した栽培計画書、販売計画書
7. 大麻草を抜き取った後の繊維と種子以外の物の処分計画書

申請書には、栽培目的を書く欄があり、①繊維採取または②種子採取のどちらかを選ばなければならない。繊維採取は、密植栽培であり、種子採取は株間を空けた栽培で全く異なるので、それを考慮しなければならない。両方利用したい場合でも主目的の方を書いているケースがほとんどである。

最も重要なことは、麻を農作物として栽培し、加工し、販売するという一連の流れを考えて事業計画を立てられるかがポイントとなる。また、行政側は必ず「なぜ輸入原料を利用せずに、国内で栽培しなければならないのか？」ということ聞いてくる。県の薬務課とは、地産地消とか農業で地域活性化という視点がないため話が噛み合わないこともしばしばある。過去に新規に免許を取った事例をみると、行政当局と粘り強く交渉して「不許可にする理由がないので免許を出さざるを得ません」となっている。

北海道の独自の課題

- 1) 低THCの品種の確保
- 2) THC検査体制の確保
- 3) 大規模な試験栽培の実施
- 4) ヘンプを使いたい企業（食品や建築会社など）との連携
- 5) 道庁の大麻取締法の運用改善（新規で免許を認めたくないという姿勢の転換）
- 6) 野生大麻の調査（1970年代に実施しただけ）
- 7) 世界での大麻を巡る規制緩和の動きと道民への世論喚起

これらの論点は、構造改革特区、北見産業用大麻栽培特区、産業用大麻可能性検討会の検討課題でもあります。詳しくは「これまでの活動」ページを参照し、「レポートと資料」のページにあるレポートなどにあります。